

公立大学法人岐阜県立看護大学第3期中期計画の変更について

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の第3期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、令和5年12月22日付看大第199号にて法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、法第78条第4項の規定に基づき、評価委員会に意見を求める。

前 提

- ・地方分権提案において、公立大学法人における年度計画の策定及び年度評価の実施について、国立大学法人法の改正に倣い、廃止してほしい旨、地方公共団体から提案があった。
- ・当該提案を受け、総務省は、地方独立行政法人法（以下、「法」という。）を一部改正し、**中期計画の記載事項として、中期目標を達成するためにとるべき措置に関する指標※を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止することとした**（国立大学法人と同様の対応）。
 - ※①「教育研究の質の向上に関する目標」を達成するためにとるべき措置の実施状況に関する指標（以下、「教育研究に関する指標」という。）
 - ②「業務運営及び効率化に関する目標」を達成するためにとるべき措置の実施状況に関する指標（以下、「業務運営及び効率化に関する指標」という。）

中期計画変更の概要

- ・公立大学法人岐阜県立看護大学第3期中期計画は、教育研究に関する指標は既に設定されていることから、業務運営及び効率化に関する指標を追加する必要がある。
- ・よって、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の実施状況に関する指標を追加する。

中期計画変更(案)

- ・「1 - (2) 外部意見の反映」に関する指標を追加。
〔指標〕理事と外部役員・委員との意見交換：年1回以上
- ・「2 - (2) 人材の育成」に関する指標を追加。
〔指標〕職員を講師とするスタッフ・ディベロップメント研修会の開催：年3回以上

今後の手続き

- ・中期計画の変更について、知事の認可を得る。（法第26条第1項）
- ・**中期計画の変更が認可された場合**、来年度以降は、地方独立行政法人評価委員会による**大学の年度評価を実施しない**。